



平成 25 年 12 月 6 日

各 位

上場会社名 G F A株式会社  
代表者 代表取締役 松浦一博  
(コード番号 8783)  
問合せ先責任者 取締役 松浦一博  
(TEL 03-6432-9140)

## 株主による新株発行差止仮処分命令申立て却下決定に関するお知らせ

平成 25 年 11 月 27 日付「株主による新株発行差止仮処分命令申立てに関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、当社は、当社株主である小泉清孝氏（以下「小泉氏」といいます。）から新株発行差止仮処分命令申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けましたが、本日、東京地方裁判所において、本申立てを却下する決定がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 却下決定に至った経緯

当社は、平成 25 年 11 月 22 日付「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、吉野勝秀氏を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」といいます。）を実施することを決議しております。

これに対して、小泉氏より、平成 25 年 11 月 26 日付で、本申立てが東京地方裁判所に行われましたが、本日、東京地方裁判所は、本申立てについて、理由がないものとして却下決定を言い渡しました。

#### 2. 却下決定があった裁判所及び年月日

- (1) 却下決定がされた裁判所  
東京地方裁判所
- (2) 却下決定があった年月日  
平成 25 年 12 月 6 日

#### 3. 本申立てをした株主の概要

氏名	小泉 清孝
住所	大阪府和泉市
所有株式数（所有割合） （平成 25 年 11 月 26 日現在）	196,600 株（9.93%）

#### 4. 却下決定の内容

- (1) 本件申立てを却下する。
- (2) 申立費用は債権者（小泉氏）の負担とする。

#### 5. 今後の見通し

当社は、本申立ての却下決定を受け、当初の予定どおり本新株式発行を行う予定です。

本新株式発行の概要につきましては、平成 25 年 11 月 22 日付「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご覧ください。

以上